

令和7年9月22日

【照会先】

熊本地方最低賃金審議会事務局
(熊本労働局労働基準部賃金室)

賃金室長 清水 公雄

賃金指導官 佐藤眞一郎

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



第13回熊本地方最低賃金審議会の審議結果について

～異議の申出について審議、また熊本労働局長に対して建議～

～熊本県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)～

令和7年9月22日(月)に開催されました第6回熊本地方最低賃金審議会において、令和7年9月4日付け熊本労働局公示第3号「熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示」により提出された異議の申出について審議(以下「異議審議」)を行うとともに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に関する建議(以下「建議」)を行いました。

1 異議審議

熊本労働局長からの諮問に基づき審議の結果、「令和7年9月4日付け「熊本県最低賃金の改正決定について(答申)」どおり決定することが適当である。」(別紙1)と答申されました。

この答申を踏まえ、熊本労働局長は、令和8年1月1日からの効力発生に向けて、速やかに改正決定を行い、その決定事項を官報に掲載して公示(令和7年10月2日の予定)します。

官報公示後、熊本労働局では、県内の労使等に対して広く周知広報を行ってまいります。

2 建議

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について熊本労働局長に対して建議(別紙2)が行われました。

この建議を踏まえ、熊本労働局では、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、生産性向上の支援や価格転嫁対策等の取組を推進してまいります。

3 熊本県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)

熊本労働局長は二つの産業にかかる特定(産業別)最低賃金の改正決定について、熊本地方最低賃金審議会に対して諮問(別紙3)を行いました。

(諮問した特定(産業別)最低賃金)

○熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

現行： 996円

○熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

現行： 1,019円

写

熊 賃 審 発 第 16 号
令 和 7 年 9 月 22 日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 7 年 9 月 22 日貴職から、令和 7 年 9 月 4 日付け熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する関係労働者団体及び関係使用者団体からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 9 月 4 日付け答申どおり決定することが適当である。



熊 賃 審 発 第 18 号
令 和 7 年 9 月 22 日

熊 本 労 働 局 長
金 谷 雅 也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会 長 倉 田 賀 世

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（建議）

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識であった。

このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記の取組を推進するよう、最低賃金法第 21 条の規定に基づき建議する。

記

1 生産性向上等の支援について

- (1) 可能な限り多くの県内企業が、政府の掲げる生産性向上等の支援策や経営支援策を活用できるよう、引き続き周知広報の徹底を図ること。
- (2) 令和 7 年 9 月から拡充された「業務改善助成金」並びに「ものづくり補助金」、「IT 補助金」及び「省力化補助金」が十分に活用されるよう周知広報を徹底すること。併せて、最低賃金引き上げの影響をより強く受ける中小企業・小規模事業者が、これらを容易に活用できるよう、要件の緩和や手続きの負担軽減を推進すること。
- (3) 上記(2)を踏まえ、熊本県版の「令和 7 年度 賃金引き上げ支援パッケージ」の改定を行うとともに、内容を一層充実させ、周知を図ること。
- (4) 熊本県においても政府が示す交付金等を最大限活用するなど支援策の更なる充実が図られるとともに、県内の市町村においても地域の実情に応じた支援策が講じられるよう、働きかけを行うこと。

2 価格転嫁対策等について

- (1) 令和 8 年 1 月 1 日から施行予定の「中小受託取引適正化法（下請法改正）」について

周知を図るとともに、施行後、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施すること。

- (2) 県内 16 団体で締結されている「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づく取組を引き続き連携して行うこと。
- (3) 官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底を図り、とりわけ、弱い立場に置かれがちな中小企業・小規模事業者の取引条件改善を後押しすること。
- (4) 県内の地方公共団体が行う契約においても、官公需法に基づく「令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約基本方針（令和 7 年 4 月 22 日閣議決定）」に沿って、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労務者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮することについて働きかけを行うこと。

また、複数年度にわたる物件及び役務の契約についても、受注者からの申出がなくとも年に 1 回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかけを行うこと。

3 「年収の壁」への支援について

社会保険関係の「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ（キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース・短時間労働者労働時間延長支援コース）、社会保険適用促進手当、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化など）」の一層の活用を図ること。

以上



熊労発基 0922 第 3 号

令和 7 年 9 月 22 日

熊本地方最低賃金審議会

会 長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長

金谷 雅也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 4 号）